最上町木造住宅耐震診断士規則

平成２６年４月１日

訓令第　９　号

（目的）

第１条　この規則は、最上町木造住宅耐震診断士に関し必要な事項を定めるものとする。

（診断士）

第２条　この規則の診断士とは、最上町木造住宅耐震診断士のことであり、建築士免許を保有し且つ、最上町耐震診断士養成講習会に参加し認定登録された者のことをいう。

（診断士の条件）

第３条　最上町木造住宅耐震診断士に認定される条件は、次の各号に定めたものとする。

（１）町内に本店を置く事業者

（２）建築士免許の保有

（３）最上町耐震診断士養成講習会に参加していること

（診断の条件）

第４条　診断士として認定された者のみ最上町木造住宅耐震診断補助事業の耐震診断を行うことができる。

（診断士登録）

第５条　登録は最上町耐震診断士養成講習会へ参加し、最上町木造住宅耐震診断士登録申請書（様式１）と建築士を証明できる書類を提出しなければならない。

（診断士認定書の交付）

第６条　最上町木造住宅耐震診断士の登録を申請したものは、最上町木造住宅耐震診断士認定書を交付する。

（診断費用の支払）

第６条　診断の費用は最上町木造住宅耐震診断補助事業申請者が診断士にまとめて支払うものとし、その額は最上町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（別表1）耐震診断及び耐震改修計画作成費用に基づいた金額を支払う。

附則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

様式１

　　　年　　　月　　　日

最上町長　髙橋　重美　殿

申請者　　　　　　　　　　　㊞

住　所

最上町木造住宅耐震診断士登録申請書

　標記について、最上町木造住宅耐震診断士規則第２条により、最上町木造住宅耐震診断士の認定を受けたいので、関係書類をそろえて提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業所名 |  |
| ２ | 住　　所 |  |
| ３ | 代表者名 |  |
| ４ | 認定申請者 |  |
| ５ | 認定書送付先 |  |

※５に関しては２と同じであれば記載の必要なし

※必要添付書類として建築士免許または、建築士を証明できるものの写しを提出すること